

樫谷議員 おはようございます。通告していました2点について質問します。まず、残土処理場の計画について質問させていただきます。国土交通省より牟岐バイパス工事に伴い残土処理場が必要とのことで、行政常任委員会を開催し、当初は大戸地区で進めていましたが、環境調査に1年以上かかるということで、国土交通省から他の場所を選んでくださいとの要請があり、再度、行政常任委員会を開催し、かんば地区を選定し、国土交通省の方で測量を行い、計画を進めている状況ですが、かんば地区の方は当面発生するトンネル工事等の残土を処理するため容量を10万m³で計画していますが、当初、牟岐バイパス工事で発生する残土は20万m³と説明を受けていたので、当面発生する残土の残土処分場としての計画と思われるが、残りの牟岐バイパス工事の残土と牟岐川及び牟岐漁港内の浚渫と町の工事で発生する残土の処理を行うためには、この場所以外にも残土処理場が必要と思われるが、町の方針をお伺いします。次に事務事業の引継ぎについての質問に移ります。地方公共団体においては、その事務を処理するに当たっては最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努める「地方自治法第2条第14項及び第15項の法律の趣旨」を踏まえつつ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行することが重要であると思われる。業務については、マニュアルを作成するとともに、チェックリストを作成し、ミスのないよう適切に処理しなければなりません。事務事業のマニュアル化を推進するとともに人事異動の際には、遅滞なく円滑に業務の引継ぎをすることが重要です。行政サービスを安定的、持続的、効率的に提供していくため、今後どのように指導していかれるのかお伺いします。以上、2点について答弁をお願いします。

一山議長 榊富町長。

(榊富町長 登壇)

枅富町長 榎谷議員から残土処理場の計画について、事務事業の引継ぎについてのご質問にお答えします。残土処理場の計画について、現在、牟岐バイパス工事に伴う残土処理場については、国土交通省の方でかんば地区を測量し、進めています。容量については当面工事に必要な10万m³で計画していると報告を受けています。これ以外に発生する牟岐バイパス工事残土、牟岐川、牟岐漁港の浚渫に伴う残土、さらに町の工事で発生する残土の処理を考えると、かんば地区の他にも残土処理場を計画する必要があります。このことから、環境調査が必要な大戸地区も残土処理場の対象として、徳島県と許認可等について、引継ぎ協議を行っていきたいと考えています。次に事務事業のマニュアル化と人事異動に伴う引継ぎについてのご質問ですが、牟岐町の職員服務規則第15条では「職員が退職、転任等の異動を命ぜられたときは、その日から5日以内に担当事務の要領、懸案事項等を記載した事務引継書を作成し、後任者又は所属課長の指定した職員に引継ぎ、上司の確認を受けなければならない。ただし、課長級以上の役付職員以外の職員にあつては、口頭をもつて行うことができる。」となっています。しかし、市役所レベルでは、1つの業務を複数の人数で担当していますが、牟岐町のような小さい町では、1人が多くの業務を担当しなければならないため、多くの業務を1度に覚えなければ、対応ができない状況です。このため、課長級以上の役付職員以外の職員にあつても、口頭ではなく、データベース、紙媒体等でマニュアルを作成し、適確に事務の引継ぎを行う必要があると思います。4月からは新年度で、新規採用もあり人事異動も予定していますので、適正に引継ぎを行い遅滞なく事務処理が行われるよう指導を徹底していきたいと思っています。よろしく申し上げます。

一山議長 榎谷議員。

榎谷議員 今、枅富町長より答弁いただきました。残土処理場は工事をする上で、必要な施設ですので、粛々と進めてください。役場の業務は、年々増え、また、多様化しています。ヒューマンエラーを未然に防ぐためにも、事務事業

のマニュアル化を徹底するとともに丁寧な事務の引継ぎをお願いして質問を終わります。